

河内国幕府直轄領の二条詰米史料

池田 治司

はじめに

以前、本誌第二号（平成一四年二月二五日発行）において、私は当館が所蔵する河内国若江郡御厨村加藤家文書をもとに、安政四年度の信楽御役所支配河内国南方五郡の江戸廻米について当時の状況をまとめた。今回は、同様に同文書にもとづいて、河内国の二条詰米について調査し、その結果をまとめてみたいと考えた。ただ、江戸廻米については、加藤勘左衛門が安政四年度の納庄屋を務めたため、史料が体系的に残っていたが、二条詰米については、一定時期の体系的な史料群が残っていない。しかしその中で、二条詰米の歴史的推移を理解するという視点から、有為な史料をご紹介したい。特に本稿では、二条詰米の納宿株が廃止される寛政年間から、二条車方の衰微が顕著になる化政期を経て、嘉永期ごろまでの状況を中心に取り上げる。

一 御厨村の年貢米納内訳の推移

詰米とは、江戸幕府が諸地方の御蔵に常置せる常備米、つまり備荒貯穀を目的とした困米で、年々上納米の一定量を蔵に納め、前年の米は売却して換金した。¹⁾二条御蔵の詰米は、その中でも代表的なもので、河内国幕府直轄領の年貢六分方米納は、これ以外に江戸廻米、大坂蔵詰の三ヶ所納で成り立っていた。河内国の布施地方で租米が二条御蔵に納められるようになったのは、寛永末期からであるが、享保一五年（一七三〇）に至り、幕府は凶年の手当として貯穀を命じ、さらに詰米を御用米と改称することを達する。これにより、詰米は備荒貯穀の性格が明確になった。²⁾

ここで、加藤家文書に残る歴年の年貢皆済目録から、御厨村の年貢六分方米納の内訳を表1に示す。資料が残っていない年代や、残って

年代	米納高	米納の内訳			
		江戸廻米	二条詰米	大坂蔵詰	その他
享和元年	石 287.6375	石 0	石 211.081	石 72	石 二十分一御下穀0.5405、車力賃米 3.694、加主賃米0.322
2年	30.0155	0	0	29.475	二十分一御下穀0.5405
3年	資料なし				
文化元年 (1804)	277.7495	205.209	0	40	御下穀置米0.5405、御困糶置米32
2年	資料なし				
3年	198.2565	133.716	0	0	御下穀置米0.5405、子丑村御困糶64
4年	資料なし				
5年	299.7245	166.184	53	10	二十分一御下穀0.5405、子丑御困 糶64、諸賃置米6
6年	資料なし				
7年	276.2425	150.24	28	77	御下穀置米0.5405、車力賃米 0.508、夫食返納米18.945
8年	254.4255	141.931	0	93	御下穀置米0.5405、夫食返納米 18.945
9年	276.5385	136.244	82.6	38.2	御下穀置米0.5405、返納米18.945
10年	261.5085	123.492	82.5	31	御下穀置米0.5405、車力4.62、加古 0.402、返納米18.945
11年	254.8625	81.377	142	22.5	二十分一御下穀0.5405、車力賃米 7.77、加古賃米0.675
12年	110.5727	38.3409	10	62	御下穀置米0.2318
13年	111.03	28.03	58	25	
14年	114.15	58.38	55	0	車力米渡0.77

※ この表は河内国若江郡御厨村加藤家文書に残る年貢皆済目録をもとにまとめたものである。文政期以降については、資料のない年や内訳の記載がない年が多いため省略した。

いても各蔵納の内訳が明記されていないものもあるが、宝暦期から文政期にかけては、およその推移が読み取れる。

この表を見ると、御厨村の年貢米納は宝暦期から天明期にかけては二条詰米が中心であり、江戸廻米・大坂蔵詰は隔年でしか行われていない。これは先述のとおり、幕府が凶年のための備荒貯穀を重視していたためであると思われる。しかし、村方からの訴願をもとに京都の納宿が廃止になった寛政二年（一七九〇）ごろから、それによって納米入用が軽減されたにもかかわらず、二条詰米の比率が減少し、江戸廻米に比重が移っていく。しかし、これは必ずしも幕府直轄領における貯穀を軽視する傾向を示すわけではなく、その代わりに、寛政期より前にはあまり見られなかった下穀置米や困糶といった項目が出てきている。むしろ、この頃からの二条車方の衰微で蔵納が滞るようになってきたことが、二条詰米減少の一要因として考えられる。

二 京都納宿廃止前後の二条詰米納仕法

京都納宿廃止の経緯については、森杉夫氏の論文「寛政改革期の納宿廃止」に詳しいが、その内容を簡単に紹介しておく。

蔵納の手續が繁雑をきわめ、百姓にとつて大きな苦痛であったところから、納宿が宝暦ごろに生まれた。彼らは、年貢米の水揚げ・内拵から蔵納にいたる一切の事務を引き受け、明和期には株仲間を許されるまでになった。

京都二条詰米の納宿株は、明和元年（一七六四）に若狭屋藤次郎・

表1 河内国若江郡御厨村の年貢米納内訳

年代	米納高	米納の内訳			
		江戸廻米	二条詰米	大坂蔵詰	その他
宝暦2年 (1752)	石 511.824	石 0	石 509.395	石 0	石 六尺給米(二条御蔵納)2.429
この間資料なし					
宝暦10年	280.98	0	197.5	75.98	置籾米7.5
11年	291.72	262.72	0	0	置籾米29
12年	287.43	0	277.43	0	置籾米10
13年	264.93	0	200	64.93	
明和元年 (1764)	233.9	0	233.9	0	
2年	234.1	内訳の記載なし			
3年	241.698	内訳の記載なし			
4年	257.87	0	196.5	61.37	
5年	267.4		25□.87		
6年	268.25	0	268.25	0	
7年	122.68	0	95.26	27.42	
8年	104.45	20.879	62.571	0	□御下行米渡21
安永元年 (1772)	268.25	81.679	186.571	0	
2年	269.14	0	236.84	32.3	
3年	269.14	0	184.771	84.369	
4年	資料なし				
5年	269.144	内訳の記載なし			
6年	資料なし				御普請人足扶持渡4.5548
7年	122.415	122.415	0	0	
8年	269.597	0	247.27	18	車力賃4.327
9年	269.598	0	0	269.598	
天明元年 (1781)	269.598	202.5445	0	66.221	置米石代納0.8325
2年	269.688	0	265.05	0	車力賃4.638
3年	272.117	0	123.867	148.25	
4年	269.688	0	265.05	0	車力賃4.638
5年	272.117	196.632	62.735	12.75	
6年	110.302	0	110.302	0	
7年	273.563	273.563	0	0	
8年	271.134	160	109.223	0	車力賃1.911
寛政元年 (1789)	271.134	0	0	268.8215	去々申貯夫食出穀高0.0625、六郷 悪水井路御普請人足御扶持米8.25
2年	271.134	129.737	138.67	0	去酉貯夫食出穀高0.3、車力賃米2.427
3年	264.822	0	180.977	80.5	去々戌貯夫食二十分一御下穀 0.178、車力賃米3.167
4年	290.562	172.462	0	33.3	尼崎御詰戻米84.8
5年	233.868	218.6445	0	0	子城詰蔵米・同二条出役手代御扶 持方6.2235、恩知川普請扶持米9
6年	76.11	23.211	32.432	10	車力賃米0.567、御困糶9.9
7年	261.1365	53.846	0	133.615	大坂御詰米追御割賦9.9、車力賃 米63.235、二十分一御下穀0.5405
8年	220.4165	0	0	219.876	二十分一御下穀0.5405
9年	145.3332	144.7927	0	0	二十分一御下穀0.5405
10年	275.3935	12.077	251	0	二十分一御下穀0.5405、車力賃米 4.393、水主賃米0.383、国役御普請 出役御代官并手付手代御扶持方7
11年	109.7265	10	0	99.186	二十分一御下穀0.5405
12年	291.2145	290.674	0	0	二十分一御下穀0.5405

木葉屋平蔵・河内屋武兵衛・木葉屋平右衛門・久下屋市三郎・若狭屋長次郎の六人に免許された。その勤方仕様書には、

内拵は五斗入り五斗一升五合を目当に込米する。

蔵敷筵は一〇〇石につき五枚づつとし、一枚につき銀四分五厘を村方から受取って上納する。

納宿の働給米は納米一俵につき一合の割合で村方から受取る。

内拵の時に使用した敷筵・秤・枡・箕・鎌そのほかの小道具の損料として、納米五斗入り一俵につき、米三勺づつ受取る。

御蔵人足請負方から差し出した内拵人足賃米を五斗入り一俵につき七勺づつ村方から受取る。

米を撞出し、もし急雨で蔵納が延引した場合は、借蔵へ取り込むから、その出し入れの人足賃を、一俵につき銀七厘の割合で村方から支払ってもらふ。

芻米があつてひきとる時には、芻米一俵につき請負値段三厘五毛づつを村方から受取る。

染濡俵切替ならびに鼠喰俵などの取替は、内雇人足にさせる。

紙墨代は納宿が負担する。

株免許の冥加として、御蔵賃人足二〇〇人分の賃銀を、納宿が差し出した人足請負値段一人当りの賃銀の割合で上納する。

などの詳細な規定が定められていた。しかし、彼らは一方で、納米に不足を生じた場合の、村方への不足分の利貸も行っていたので、次第に優位な立場を利用して不当な要求をするようになり、村方が難渋し

たので、寛政元年（一七八九）、角倉与一・小堀數馬・石原清左衛門・羽倉権九郎・竹垣三右衛門代官所の撰河州村々がそれぞれの代官所へ京都・大坂の納宿株の廃止を願ひ出た。

これを受けて当時上洛していた勘定吟味役村垣定左大夫が、同年一月に大坂の納宿廃止を執行した。京都納宿株の廃止については、同一二月に再度訴願が行われたが、まず支配代官所を経由して願ひ出よとの申渡しがあり、改めて呼び出しの上、納方の取締上の利点や御蔵方の差支えがない訳を書面にて回答せよとのことで、一旦帰村の上、時期的に年貢取立などで吟味を命じられては差支えることから、来春までの吟味の延期を申し入れた。

翌年角倉与一代官所の河州惣代らは、大坂納宿廃止で京都納宿は自粛し、現状でも村方不勝手筋もなくなったとして、納宿廃止の訴願を取り下げる旨の申し出をしたが、再度河州惣代らは出頭を命ぜられ、廃止の方向で代官所より尋問を受けた。

以上のような経過を辿り、寛政二年（一七九〇）八月に京都納宿株が「御取放」になり、納宿のみならず、内雇人足や鳥羽・伏見問屋についても、村方の勝手次第で都合のよい者を選ぶことが許されるようになった。

以上が京都納宿廃止までの経緯であるが、森論文には、それ以後の納仕法変遷の経緯もまとめられている。

京都納宿株の廃止後、内藤重三郎・小堀縫殿代官所支配の村々では、それまで納宿株の者がしていた内雇人足を差し出す人足差配人を、相

談の上三条神泉苑町西へ入の鍵屋四郎兵衛に選定し、以下の仕法を代官所に願ひ出た。

人足・差配料を米一石につき銀言分八厘づつの割合で支払う。

人足差配については、御蔵場へ出張した納百姓の差配をうけ、代官所の村方への御用は、人足差配人を通じて通達を受ける。もつとも、人足差配の職は永続するものではなく、一年に限る。

鳥羽・伏見問屋と相談の上、従来蔵敷水揚賃として、米一石につき三合三勺づつ増米し、六合六勺とする。その代わり、道中筋の車方の責任で欠米が出来た場合は、その欠石を問屋に弁償させる。などである。

幕府は、村方の訴願に応じて納宿を廃止する一方で、村方に対しても厳しい態度で臨むようになった。そして、納百姓を年ごとに決めていては、万一その者に支障ができれば、不慣れな納百姓が担当することになるので、村々が順番で代わり交代に勤めるように命ぜられ、これに依じて、寛政二年（一七九〇）一〇月付で村々は請書を提出した。また、同三年一月には、上乘は百姓が直乗することを義務づけ、上乘を雇うようなことがあれば、風聞であっても吟味を申しつけると厳命した。

以上が前記森論文の概要であるが、加藤家文書の「二条御蔵納宿一件写」⁽⁵⁾にもこの内容を裏付ける同様の記録が残っている。この史料から森論文を補足してみよう。

同史料には、まず「明和元年二条御蔵納宿株願上勤方仕様書」が

掲載されている。これは前記六人の納宿願人が宝暦一四年（一七六四）正月に提出した願書で、同申年六月に明和元年に改元されている。つまり、京都納宿株はこの年に、前記論文に書かれた勤方仕様書を添えて願ひ出されたのである。この仕様の一項目として、前記論文には挙げられていなかったが、最終項に「二條御蔵納二付諸入用之儀者去九年已然子年御蔵御役所二於て御吟味御座候節奉書上候通り外入用少茂無御座候右入用相極候最初之儀者難相知候得共古来右之通り請取来り申候」とある。「去九年已然子年」とは宝暦一四年から九年前の子年ということであるから、宝暦六年（一七五六）のことである。この年に入用に関し吟味があり、最初は知らないが、古来から仕様書のおり受取っていたというように、京都納宿の成立は宝暦六年を遡ることがわかる。

この願書に添えて、内雇人足仲間からも同様に、人数二五人、賃米一俵につき米七勺づつにて粗相なく勤めることを定めた一札を申し出ている。

次に、京都納宿株廃止以後の、鍵屋四郎兵衛を人足差配人に選定することを定めた「寛政二年戊辰八月二条御蔵納米仕様願書」には、前記三項目以外に、次のような仕法が記されている。

- ・内拵の際は、御出役立会の上、秤や枡を改め、仮御蔵へ納め、かつ込米には込上戸を使用すること。
- ・御蔵仮納の際、分違の俵は別拵にするが、免ぜられた場合は、分違にて御蔵戸前にて納庄屋が連印にて封印し、翌日連印した者が立

会の上開封すること。

・上納筵代銀は、従来通り納米とは別に割賦し、四郎兵衛方より納めること。

・諸道具は不同のないように、毎年点検をして差し出すこと。

・芻米は納百姓が引き取り、相応の石高を納めること。

・御蔵奉行が見分の蔵納の際は、従来通り様儀の枡廻は納百姓が行うこと。

・村方は納儀を升目貫目を確かめて入念に津出しし、大坂備前嶋神崎屋にて村方一統で升目貫目を改めて船に積み、確かな者を上乘させて渡す。鳥羽伏見へ着船の際には、上乘・問屋立会の上、受け渡しをし、そこから御蔵場までは問屋が引き受けて引登せる。御蔵場にては納百姓・問屋・人足差配人立会の上、改めて受取る。その時万一欠石があれば、問屋方が弁償する。

そして、寛政二年一〇月の村方の納百姓持ち回りの請書の同時期に、内藤重三郎・小堀縫殿兩代官所から村方へ三点につきお尋ねがあり、それぞれ次のように回答している。

蔵納が車方の遅延にて遅れ、内拵が当日で仕上がらず、または、急雨等で出来なかつた時は、これまでは一旦御仮蔵に入れ、翌日また出して内拵を続行したが、度々納米を出し入れしては欠米のもととなり、人足費も嵩むので、御蔵の外に輪木を敷き、納米を併上して筵が孤で困い翌日までそのまま置いておけば、村方のためにも勝手がよいのではないか。

答もし、強雨が降れば、防雨をしても上下まで濡れ、米にも水気が入り安心できないので、従来通り御仮蔵へ入れておきたい。

鳥羽伏見問屋が二〇人限りでは手狭にて、差支えもあるう。問屋の不抱入用の請求などの取締についても相談するようにとの仰付。

答差当たり心当たりもなく、諸入用は抑えるように問屋へ掛け合うので、今年は従来の問屋に引き受けてもらう。

内拵に用いる千木秤枘は、御蔵で拝借を頼んでいるけれども、それでは重複するので、十分相談するよう。

答拝借が難しければ、村々で整え、御出役の改めを受ける。

この内容からは、納宿廃止の経緯に関連して、入用の抑制に配慮する代官所の姿勢がみえる。

寛政二年の仕様書にもあるように、人足差配人は一年限りの約定であり、その後差配人は交替していて、その都度村方との仕様書を交わしている。「二条御蔵納宿一件写」には、その後二度にわたる仕様書の記録が残っている。一つは寛政六年（一七九四）八月付にて京大宮通三条上ル町の近江屋六三郎と交わしたもので、もう一つは寛政一〇年（一七九八）六月付にて京都神泉苑町の鍵屋茂右衛門と交わしたものである。また、寛政六年の仕様書の奥書には「尤是迄灰屋作兵衛相勤候仕様通二相替儀無御座候」とあるように、近江屋以前には灰屋作兵衛が人足差配人を勤めていて、また、仕様書の内容に大きな変更はない。その内容を比較してみよう。

寛政六年の仕様書各条の内容は、次のとおりである。

二条御蔵詰米の御蔵場内拵人足請負を近江屋六三郎が勤める旨、郡中に掛け合い次のように定めたこと。

内拵は御蔵場へ着き次第、即日納できるよう取り計らうこと。万一、御蔵場での枘廻しの際に欠石があつて、再拵を命じられた場合でも、この人足賃は別途申し受けないこと。

人足差配料として、納米一石につき、銀一分五厘の賃銀で勤めること。御蔵場で内拵に使用する千木・枘は村方が準備すること。ただし、千木緒の掛替代については、納米百石につき一分五厘と定めて、差配人にわたすこと。かつ、敷筵・込上戸・箕その他の諸道具入用は、差配料の中に含まれること。

泥弾き上菰は村方にて引き取るが、急雨の際は雨濡手当や人足賃として、この上菰を申受け、別途費用は請求しないこと。

芻米があつた場合に、それを村方にて引き取るも、京都で売払つても、村方の意志次第であること。京都にて売払う場合は、時々相場をもつて、納庄屋と十分に相対し、買い受けること。

芻米が多く納米が不足した時は、御役所の了承の上、御蔵出米をもつて仕替えるときは、納米百石につき出入人足賃共で芻米売払金額と御蔵出米仕替金額との間銀三匁二分以下にて、人足差配人が引き受けること。

御蔵場休息所茶料は、納米百石につき銀五分を、人足差配人へ渡すこと。

村方へ用向きのある場合は、納庄屋年寄百姓衆中が逗留する宿へ掛

け合いに出向き、村方より差配人に用事がある場合は、早速出向き委細を聞くこと。また以上のような条件で人足差配を請け負うが、その任務は永続的なものではなく、寅年一ヶ年の契約とするが、特に仕法は変えないこと。

そして、寛政一〇年六月付の仕様書には、くに相当する項目はそのまま残っているが、さらに次の一項目が増えている。しかし、概ね慣例を踏襲していると言つてよい。

・上納筵代は、納米百石につき五枚とし、一枚につき銀四分五厘を差配人へ渡すこと。

以上のような納米仕法の変遷を経ていくわけであるが、寛政六年九月には、近江屋六三郎と仕様書を交わした小堀縫殿代官所支配の若江郡と同様、河内国茨田郡では、京都三文字屋伊兵衛と人足差配請負の仕様書を交わし、仕法を決めている。6この内容を見ると、請負差配人は違え、ほぼ同様の取決めをしており、任意に差配人や問屋と契約を交わしているとはいえ、二条詰米納仕法はある程度慣例化されていたことがわかる。

一方、この時期の鳥羽・伏見問屋との約定については、「二条御蔵納宿一件写」には記載がない。『布施市史』第二巻には、寛政一一年（一七九九）八月付で池田仙九郎代官所支配村々が鳥羽・伏見問屋と取り交わした請負仕法が掲載されている。7これによれば、升廻しの基準は一俵につき五斗一升八合と、明暦元年の取決めから三合増えており、たとえば、船一艘につき三俵、つづ升廻しにかけ、三俵のうち二俵が基

準を満たしていても、一俵が五斗一升五合であれば、三合の欠米分を着米俵数の三分の一にかけて村方から受取るというような細かな規定が記されている。また、鳥羽・伏見の水揚蔵敷賃米を六合六勺とするなどは、寛政二年の仕様書の規定から変更されていないが、鳥羽着米の瀬取船賃が一八石積で米一石につき銀一分一厘という新たな項目も増えている。そして、約定期間は一ヶ年限りとなっている。

『布施市史』第二巻には、弁米規定の変遷について解説が付され、寛政一年には御蔵場にての弁米は、問屋が負担することになっていくが、漸次負担が村方へ移行され、化政・天保期の双方負担を経て、やがては村方の全面負担になると記され、納宿株が廃されても次第に問屋側が村方に対して優位な立場に立っていく様子がわかる。

三 寛政末期以降の問屋請負の変遷

河内国の二条詰米は、伏見・鳥羽・横大路の浜で水揚げされ、問屋の牛車で二条城内にある御蔵まで運送された。三浜へは大阪から淀川筋を遊行し、伏見浜は宇治川沿岸に、鳥羽・横大路浜は桂川・鴨川沿岸で水揚げされた。ここから伏見問屋の車方は竹田街道を利用し、一方、鳥羽・横大路問屋の車方は鳥羽街道を利用して、詰米を二条まで牽き登った。

牛車による輸送に関する問題として、街道の破損や畜力を利用することによる排泄物の処理が浮かぶ。本論から外れるが、これは一般には、街道筋に輪石を敷いて道路整備を図ったと言われる。また、『都名

所図会』や『淀川兩岸一覽』の挿絵に、竹田街道筋を二条御蔵への詰米を運ぶ牛車が描かれているが、これらを見ると、人道に沿って車道が別に設けられ、車道は人道より一段低い溝状になっていて、水流が引かれている。

まず、河内国の二条詰米問屋請負の形態における寛政期以降の変化としては、享和元年からの横大路問屋の差加えが挙げられる。これに関し、「二条御詰米着船問屋場手広願」から、その経緯が窺える。これによると、寛政二年の納宿株廃止後、問屋も村方の勝手次第で決められるようになったが、従来の鳥羽・伏見の問屋では、取引のある四軒の内、身上不如意の者も出てきて手狭であるので、寛政一〇年（一七九八）に池田仙九郎代官所及び篠山十兵衛代官所支配村々惣代より横大路問屋の差加えを京都御奉行所へ願い出た。それで、一旦村々の訴願は落ち着いたが、鳥羽問屋の与三郎が篠山十兵衛代官所支配の河州石川郡山田村・喜志村、古市郡古市村・菅田村四ヶ村の刎米売払代銀約十四五貫目を取り込むという不埒があり、残る問屋は鳥羽では又左衛門一人となった。伏見問屋にしても、従前取引のあつた日野屋喜太郎・河内屋宗助のうち、宗助が退き、その後を他の問屋が勤めているが、取引がなく身上が不確かだといのである。

続いて享和元年（一八一〇）三月二十四日にも、同様の訴願が、摂河村々より篠山十兵衛・池田仙九郎・木村周蔵各代官所宛に出されている。ここには、下鳥羽村と横大路村の問屋出入による、享保年中における横大路村の問屋手離れの経緯が記されている。この出入の史料は

『史料京都の歴史』第一六巻 伏見区に掲載されている。¹²それによると、横大路問屋手離れの申付は享保六年一月二日付にて東御役所においてなされている。その経緯もふまえて、敢えて横大路村問屋差加えを願出したことに対する御糺があり、ここでも、与三郎の不埒に加え、又左衛門の病氣により、下鳥羽村問屋不如意の旨が綴られている。一方伏見の場合は、鳥羽街道筋問屋の下鳥羽と横大路のような出入の経緯もなく、勝手次第に差加えができるので差障はないとして、手広願を差し控えている。この願書提出時には請負を依頼すべき横大路問屋の調査も済んでおり、九郎兵衛・四郎右衛門・清左衛門三人の名前が記されている。

そもそも、下鳥羽村問屋の衰微は、この時期に始まったことではない。享保年中頃までは村内問屋数は六七軒もあり、困窮により段々減少してきた。安永年中には四九軒になり、寛政元年には三〇軒ほどになつていて、その翌年には一九軒にまで減っている。このため、寛政二年一月に二条詰米運送請負まで容赦を申し出ているのである。¹³

横大路問屋が加えられて以後も、車方の衰微は二条詰米運送に影響を与える。納米運送が遅延し、夏越しして七、八月までかかることもあり、仮蔵に放置された納米は虫付き・痛米で多量の刎米がでて、安価で売却せねばならず、引替米を購入すると多額の損益となる。しかも納庄屋の逗留も延び入用も高み村方は難渋するようになった。¹⁴

「鳥羽伏見横大路三箇所車方一件」¹⁴によると、御蔵奉行の出役連中より小堀代官所宛に、同代官所支配摂河泉州村々の文化二年（一八〇

五）丑年の「二条御詰米大豆車牽」は、去年の実績に照らすと、六月中旬までかかり、村方は難渋するとし、次の仮仕出の通り車方との取決めをする旨、代官所へ連絡があつた。

丑二条御蔵納米合計 小堀様地廻し納人足津出し分
四〇、三八〇石 二、〇〇〇石

石原様・小堀様・重田様嵯峨引の分

四、五〇〇石

丑一月中諸田様大積の引高

一、八〇〇石

鳥羽・横大路・伏見車引高

三三、〇八〇石

（鳥羽・横大路引高二、四五六石、伏見引高九、六三四石）

鳥羽・横大路引高二、四五六石は、一二月から四月までの五ヶ月の期間で、晴天が一月二十日として、御用車五六輛二分五厘にての運送を予定し、車輛一輛につき四石積みで、一日当り二二五石を引き立てることとしている。

一方、伏見引高九、六二四石は、同じく御用車二七輛四分二厘にての運送を予定し、車輛一輛につき三三五斗積みで、一日当り九六石余を引き立てることとしている。

この仮仕出の見積りに対し、一月三日付で三箇所車方ともこの内容では請負いできないと回答している。車方の回答によると、鳥羽・横大路の鳥羽街道車方が一日当り一七五石、伏見車方が一日当り七〇石の運送が限度であるとしているが、この日割高では車牽が六月下旬までかかってしまう。そこで、また次のように仕出の見積りを見直し、二通り報告している。一つは出役からの理想案で、もう一つは車方の意を汲んだ妥協案と受け取れる。

丑二条御蔵納米合計 小堀中務納山城国村々地廻り人足持出し分

四〇、三八〇石 二、一三三石七斗余

石原庄三郎・小堀中務・重田又兵衛嵯峨引分

四、〇〇六石五斗余

石原庄三郎外六分御蔵引入石高

二、二八六石余

() は、一月一日四日、二月四日の間

で、鳥羽・横大路・伏見の三箇所車方で引

く。

石原庄三郎外七分御蔵引入石高

四、一六五石

() は、一月五日、同二九日の間で、晴天

一七日を見積もり、三箇所車方が一日二四

五石宛で引く。

鳥羽・横大路・伏見車引高

二七、〇九〇石

() 鳥羽・横大路引高二〇、〇〇九石、伏見引

高七、七八一石余)

鳥羽・横大路引高二〇、〇〇九石は、四月二〇日までの期間で、晴天が一月二十日として都合七〇日、車数七六輛五分にて運送し、車輦一輛につき四石積みで、一日当り二一八六石を引く予定である。

伏見引高七、七八一石余は、同じく車数三二輛七分一厘余にての運送を予定し、車輦一輛につき三三五斗積みで、一日当り一一一石余を引き立てることとしている。

これに対し、妥協案は次のとおりである。

丑二条御蔵納米合計 小堀中務納山城国村々地廻り人足持出し分

四〇、三八〇石

二、一三三石七斗余

石原庄三郎・小堀中務・重田又兵衛嵯峨廻し分

四、〇〇六石五斗余

石原庄三郎外六分御蔵引入石高

二、二八六石余

() は、一月一日四日、二月四日の間

で、鳥羽・横大路・伏見の三箇所車方で引く。

鳥羽・横大路・伏見車引高

三一、九五五石余

(鳥羽・横大路引高三三、〇〇八石余、伏見引高八、九四七石余)

鳥羽・横大路引高三三、〇〇八石余は、二月五日から翌年六月下旬までの期間で、晴天が一月二十日として都合一三二日で運送し、一日当り一七五石を引く予定である。

伏見引高八、九四七石余は、同じく二月五日から翌年六月中下旬までの期間で、晴天が一月二十日として都合一二八日で運送し、一日当り七〇石を引き立てることとしている。

この二案を小堀代官所にて取調べ、二月二日に曲淵和泉守に提出している。

この二案のうち、前者の理想案が、車方に申渡されたようで、鳥羽車方は一旦持ち帰って検討するとして、正月一〇日までの猶予を二月二五日付で奉行所へ申し出ている。検討の結論は、日々二八五石の運送は、車方困窮の状況では困難であり、赦免を願出ることになる。

その結果、出役連中とも調整の上、横大路村及び上鳥羽村車方問屋は、次のような善後策を、代官所宛に提出するに至った。

此上日々之牽石高多分之引増者難相成候得共車持とも成文ヶ出精為仕少々宛二而茂引増可申候得共晴天計二而者所詮引立難相成奉存候二付雨天二而も為牽立候様可仕左候得共日々無懈怠牽立候二

付来る四月下旬まへ二者無相違御向々様御米分残牽立期月御皆済

相成候様可仕候右二付而者雨具等精々手当仕候得共御蔵内仮御蔵迄車不牽入候而者いつれ濡儀出来仕候二付何卒右仮御蔵まへ雨天之節計車牽入之儀御蔵方様へ被仰立御免被成下候様仕度奉願候

つまり、日々の引高を増やすことは不可能であるから、車引石高を増やすには晴天のみの運送では無理である。そこで、雨天時の運送も許可願いたい。これがかなえば、四月下旬までに間違いなく皆済できるようにするというのである。ついでに、雨具などの手当とともに、雨天の場合は濡儀ができる危険性もあり、仮御蔵内への車の引入れを許可願いたいと申し出ている。

以上が「鳥羽伏見横大路三箇所車方一件」の内容である。代官所及び出役方からの要求に対し、困窮の中で車方も苦心している状況が窺える。その結果が、雨天時の運送であった。

四 嘉永期の問屋請負と人足差配

最後に、少し時期は飛ぶが、加藤家文書には嘉永期の車方問屋と人足差配人の再勤願に関する文書が残っているので、紹介しておく。

その一つは「城州横大路問屋再勤願書写」である。⁽¹⁵⁾これは、問屋勤めを休んでいた横大路問屋四郎右衛門及び権十郎が大津代官所支配の郡中惣代宛に再勤を申し入れた願書である。文面によると、横大路問屋は享保年中より下鳥羽問屋と相對の上、金三郎・伝之助・四郎右衛

門・権十郎の四人連印で二条詰米運送を請負うことになったが、四郎右衛門・権十郎の二人は店方無人により勤めを休んでいた。ところが、嘉永六年（一八五三）より再働したい旨申し出ている。そして、この時点では、請負人に伝之助の名前はなく、金三郎・四郎右衛門・権十郎の三人で勤めることになっている。

この文書には、当時の納米請負仕法が記されている。ここでは改めて紹介はしないが、これを見ると、請負仕法は、前記の寛政一一年八月付で池田仙九郎代官所支配村々が鳥羽・伏見問屋と取り交わした内容とほとんど変わっていないことがわかる。

もう一つは、「二条御米差配人取締差入一札写」である。¹⁶これは、一旦差配人を退いた久我屋治兵衛が、同郡中惣代宛に、嘉永六年より二年間の年限で差配人の申付を願出しており、その取締約定を記した文書である。二条御蔵場人足差配人としては、既に柳屋甚七と油屋忠蔵の二人が勤めており、一名の増員となる。この文書には、納米百石についての御米納入用の基準が示されているので、引用しておく。

御米納入用百石二付

- 一 銀式拾五匁 差配料并内雇請神氏
- 一 同壹分五厘 千木諸掛替賃
- 一 同五分 茶場入用
- 一 同式匁式分五厘 上納筵代
- 一 同六匁 米怔劣候分撰出拵出し人足賃

- 一 同九匁式分 悪俵直し両口縄揉入人足賃
- 一 同四匁五分 染俵出し入切替俵直し其外臨時人足賃見込も
- 一 同五拾匁 御蔵之外諸入用并内拵敷筵代臨時入用共見込
- × 六拾七匁六分

これを、『布施市史』第二巻に掲載されている文化八年（一八一）の洪川郡九ヶ村の二条詰米入用¹⁷と比較すると、文化八年では米三六〇石の納入用として銀一二五匁九分九厘と欠引請負料や大沢手引取駄賃の米一石二斗八合がかかっているのに対し、嘉永六年では米一〇〇石の納入用として銀六七匁六分が必要となっている。単純に比較すると、入用が増額しているように見える。ただ、共通する差配料・千木諸掛替賃・茶場入用・上納筵代といった項目については、約四〇年を経て、経費はほぼ同額であることがわかる。

- (1) 日本経済史研究所『日本経済史辞典』下巻、日本評論社、昭和一八年、一〇九四頁。
- (2) 布施市史編纂委員会『布施市史』第二巻、布施市役所、昭和四二年、三二二頁。
- (3) 枚方市史編纂委員会『枚方市史』第三巻、昭和五二年、三二〇頁。
- (4) 森杉夫「寛政改革期の納宿廃止」、『歴史研究』第一二号、昭和四四年、三三三頁。
- (5) 寛政一〇年六月付「二条御蔵納宿一件写」(加藤家文書)
- (6) 『門真市史』第四巻近世本文編、門真市長東潤、平成一二年、七四七五頁。
- (7) 前掲『布施市史』第二巻、三三四—三三七頁。

- (8) 永原慶一・山口啓二編『講座・日本技術の社会史』第八巻交通・運輸、日本評論社、一九八五年、三〇七～三〇八頁。
- (9) 寛政一三年二月八日付「二条御詰米着船問屋場手広願」(加藤家文書)。
- (10) 享和元年三月二四日付「二条御詰米問屋差加願御糺書写」(加藤家文書)。
- (11) 下鳥羽村五三番「大沢家文書」(『史料京都の歴史』第一六巻伏見区、平凡社、平成三年、三六三～三六四頁)。
- (12) 下鳥羽村六〇番「伊藤英夫氏所蔵文書」(前掲『史料京都の歴史』第一六巻伏見区、三六七～三六九頁)。
- (13) 前掲『布施市史』第二巻、三三一～三三二頁。
- (14) 文化三年正月二六日付「鳥羽伏見横大路三箇所車方一件」(加藤家文書)。
- (15) 嘉永六年一〇月付「城州横大路問屋再勤願書写」(加藤家文書)。
- (16) 嘉永六年一〇月付「二条御米差配人取締差入一札写」(加藤家文書)。
- (17) 前掲『布施市史』第二巻、三三八～三三二頁。